

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人倉吉市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、職員を兼ねる場合は除く。

- 2 非常勤役員の報酬は、理事会・監事会出席の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員の報酬は月額とする。
- 4 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬月額は、別表1「常勤役員の報酬月額」に定める金額の範囲内で、総会の決議によって定めるものとする。

- 2 非常勤役員のうち理事の報酬は、別表2「非常勤役員の報酬」に定める金額の範囲内で、総会の決議によって定めるものとする。
- 3 非常勤役員のうち監事の報酬は、別表2「非常勤役員の報酬」に定める金

額の範囲内で、総会の決議によって定めるものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、支給日は職員給与規程第6条を準用するものとする。

2 非常勤役員の報酬は理事会・監事会出席の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員の報酬等は、通貨をもって本人に支給するものとする。

2 前項の報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給するものとする。

3 非常勤役員の報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して通貨で直接本人に支給するものとする。

(費用)

第7条 センターは役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払を要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表3により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

常勤役員の報酬月額

(1) 理事長	10 万円の範囲内
---------	-----------

別表 2 (第 4 条関係)

非常勤役員の報酬

(1) 理事	1 回当たり 3 千円の範囲内
(2) 監事	1 回当たり 3 千円の範囲内

別表 3 (第 7 条関係)

費用の額

(1) 非常勤役員の管内 職務に係る費用	各非常勤役員の自宅から センター又は開催場所ま での距離に基づく次の額
(片道)	
5 キロ未満	150 円
5 キロ以上 10 キロ未満	300 円
10 キロ以上 15 キロ未満	450 円
15 キロ以上 20 キロ未満	600 円
20 キロ以上	750 円
(2) 役員の管外職務に 係る費用	旅費規程で定める金額
(3) その他	実費